

武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年12月武蔵野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで (略) (6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習</u> の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで (略) (6) <u>水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習</u> の課程を修了した者	字句の改正

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行による水道法（昭和32年法律第177号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。